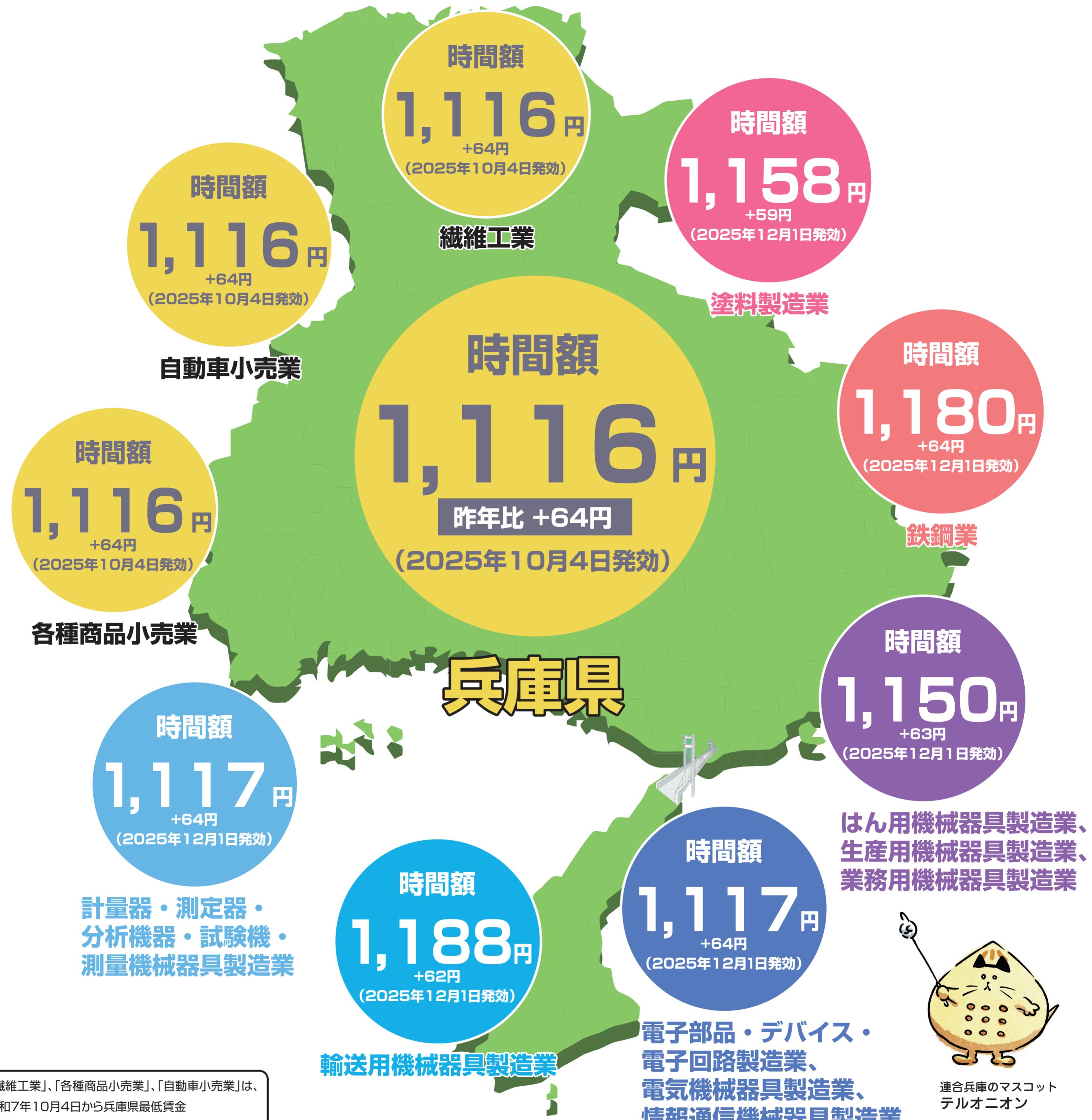


兵庫県の最低賃金



「繊維工業」、「各種商品小売業」、「自動車小売業」は、令和7年10月4日から兵庫県最低賃金（時間額1,116円）が適用されています。

兵庫労働局 ホームページアドレス

最低賃金に関する特設サイト



- 各最低賃金の発効日が異なりますので、発効日を確認してください。
 - 業務・年齢等により特定(産業別)最低賃金の適用が除外され兵庫県最低賃金が適用される場合があります。
 - 詳しいことは兵庫労働局労働基準部賃金室(TEL 078-367-9154)又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。



連合兵庫

日本労働組合総連合会兵庫県連合会

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6-3-30 (一財)兵庫勤労福祉センター3F
TEL (078) 361-0505 FAX (078) 371-6005
<https://www.rengeo-hyogo.jp> E-mail:info@hyogo-ituc-rengeo.jp